

## 2022年12月22日からの北海道内における大雪により 災害救助法が適用された地域のお客さまに対する支援措置について

このたびの北海道内における大雪により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

NTT 東日本は、2022年12月22日からの大雪に伴い、北海道内において災害救助法が適用された地域を対象に、以下の支援措置を実施します。

なお、今後、対象地域が追加された場合は、同様の措置を拡大します。

### 1. 電話系サービス・フレッツ光等の当社の電気通信サービスの基本料金等の取扱い

災害救助法適用地域のお客さまが、避難される等で実態的に当社サービスがご利用できなかった場合には、お客さまからのお申し出に基づき、その期間※1の基本料金等※2を無料とします。

\* 上記以外のお客さまで、当社の設備故障が原因で当社のサービスがご利用できなかった場合、電話系サービス・フレッツ光等がご利用できなかった期間※1の基本料金等※2を無料とします。

\* 「フレッツ光」のご契約がない、一部の当社サービスをご利用のお客さまについては、お客さまからのお申し出に基づき支援措置を実施します。

※1: ご利用できなかった期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算します(例: 30時間の場合、1日分の基本料金等を無料)。なお、無料化の期間は最大4ヶ月までとさせていただきます。

※2: 回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

### 2. 移転工事費の取り扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を、お客さまからのお申し出に基づき、無料とします。

\* 他社の電話機等の取付工事は対象となりません。

### 3. ご利用料金の支払期限の延長

ご利用料金を請求書にてお支払いいただいている場合、お客さまからのお申し出に基づき、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

\* 口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまについては、自動的に口座引落しとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

### 4. 対象地域(2022年12月22日22時30分現在)

北見市、紋別市、枝幸町、美幌町、斜里町、清里町、遠軽町、湧別町、興部町、雄武町

### 5. 本件に関するお客さまからのお問い合わせ先・お申し出先

NTT 東日本 料金問合せ受付センター 0120-002-992

(受付時間 9時～17時 / 土休日・年末年始除く)